

一般事業主行動計画の公表について

次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するために、次世代育成支援対策推進法に基づき、有期期限で企業や地方公共団体は行動計画を策定することとされております。

この度、法改正により期限（平成 27 年 3 月末から平成 37 年 3 月末）が 10 年間延長されたため、新たに「一般事業主行動計画」を策定しております。

平成 27 年 4 月 1 日

一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで（5 年間）

2. 内 容

（子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備）

目標 1：平成 27 年 4 月 1 から導入するライフサポート休暇制度（家族の看護、介護等で利用可能）について、制度に対する認識の向上と理解を深めることによって、利用しやすい職場環境を醸成する。

[対策 1] 社内広報（メール・イントラネット等）を行い、制度への理解と配慮を呼びかける。

[対策 2] 計画期間中に利用状況を検証し、より制度が利用しやすくなるようその改善を図る。

（働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備）

目標 2：育児休業制度および育児短時間勤務制度を拡充（休業・短時間勤務期間の延長）する。

[対 策] 育児休業および育児短時間勤務の両制度について、復職率・利用率等現行制度の確認を行い、期間延長に向けての協議のうえ、計画期間内に 1 年以上の期間延長を行う。

以 上